

令和4年8月31日

# 市議会議員選挙の実施時期に 関する調査特別委員会

阿久根市議会



1 会議名 市議会議員選挙の実施時期に関する調査特別委員会

2 日時 令和4年8月31日(水)

午前10時開会

午前10時21分散会

3 場所 議場

4 出席委員

濱田洋一委員長、濱崎國治副委員長、竹之内和満委員、  
川上洋一委員、濱門明典委員、白石純一委員、  
竹原信一委員、仮屋園一徳委員、中面幸人委員、  
牟田学委員、岩崎健二委員、木下孝行委員、  
濱之上大成委員、山田勝委員

5 事務局職員

次長兼議事係長 上脇重樹、議事係主査 東岳也

6 説明員

選挙管理委員会事務局 事務局長 新塘浩二君  
管理係長 寺園勝夫君

7 会議に付した事件

- (1) 陳情第10号 阿久根市議会議員選挙を阿久根市長選挙と同日に実施することを求める陳情
- (2) 陳情第11号 市議会議員選挙と市長選挙を同時選挙とするために行う市議会の自主解散を求める陳情

8 議事の経過概要 別紙のとおり



調査の経過概要

○ **陳情第10号 阿久根市議会議員選挙を阿久根市長選挙と同日に実施することを求める陳情**

○ **陳情第11号 市議会議員選挙と市長選挙を同時選挙とするために行う市議会の自主解散を求める陳情**

濱崎國治委員長

ただいまから、市議会議員選挙の実施時期に関する調査特別委員会を開会します。

この際、陳情第10号及び陳情第11号を一括して議題とします。

7月20日に開催した本委員会において、所管の選挙管理委員会事務局に出席を求め審査を行った際、当選が確定する時期、法定得票数、任期満了による県議会議員選挙と市議会議員の自主解散における市議会議員選挙との同日選挙の可否に関する事項について、所管から後日文書により回答するとの答弁が行われ、7月25日に文書が提出されて皆様に配付したところであります。

本日は、改めて所管に出席を求め、7月25日に提出された文書の内容について説明を求め、質疑を行います。

所管の選挙管理委員会事務局は入室してください。

[選挙管理委員会事務局入室]

濱崎國治委員長

それではまず、提出された文書について説明を求めます。

新塘選挙管理委員会事務局長

それでは、先日、選挙管理委員会事務局から提出させていただきました資料につきまして、御説明いたします。

まず、提出資料の(1)、何をもって選挙に当選したこととするのかについての資料についてであります。

資料1を御覧ください。ページ左側に記載されているとおり、選挙長は選挙会を開き、当選人を決定します。選挙会とは、その選挙区における全ての開票管理者から送られてくる開票結果報告書などをもとに、各候補者の得票総数を計算して、当選人と落選人を決定する機関であり、選挙長は当選人を決定する責任を負います。選挙会の内容につきましては、それぞれこの資料を御覧いただき、次に、ページの右側下段の下線部分を御覧ください。選挙会の区域と開票区の区域が同じ場合は、選挙管理事務の簡素化、効率化を図るために、開票事務と選挙会事務を合同して行うことができますと記載されております。阿久根市がまさにそのとおりであり、阿久根市は、選挙会の区域と開票区の区域が同じであることから、選挙の開票事務執行時に選挙会事務を合同して行っており、開票管理者は選挙長が兼務し、開票立会人は選挙立会人を兼務して業務を執行しております。

続きまして、資料2を御覧ください。投開票の基本的な流れについて示した資料になっ

ております。資料1の選挙会がどのような流れで当選人を決定していくのかということを示した業務の流れについての図になっております。図の中段の投票所から集まってきた投票箱等を開票所で確認点検を行い、全ての投票箱を開けて、投票用紙を分類、点検し、自動読み取り分類機や計数器を使用して得票数を計算いたします。その後、各候補者の得票数の朗読等を行った後、開票録を作成し、その開票結果について選挙長に報告します。そして、開票結果につきまして、報告が選挙長になされた後、選挙会を開催し、得票数の確定及び当選人を決定していくという流れになっております。

次に、提出資料のレジユメの(2)、法定得票数についての資料を御説明いたします。

資料3を御覧ください。まず、法定得票数についてであります。選挙において最も得票数を得ていた候補者であっても、その候補者の得票数が全体の得票数から見て極端に少ない場合、その候補者を当選人とすることはふさわしくないという観点から一定以上の得票数が必要であるとされている票数のことを法定得票数と言います。資料3のページ右側の下線部分にありますとおり、地方公共団体の長、つまり市長選挙の法定得票数は有効投票総数の4分の1以上の得票数が必要となっており、地方公共団体の議会議員選挙、つまり市議会議員選挙の法定得票数は選挙区の議員定数15分の有効投票総数掛ける4分の1以上が必要とされています。

詳細につきましては、資料4に公職選挙法について抜粋した資料を掲載しておりますので、資料4の特に下線を引いてある箇所等を重点に、後ほど御確認をお願いをいたします。

続きまして、提出資料のレジユメの(3)、令和5年4月執行予定の県議会議員選挙の執行予定日に合わせて、市議会が自主解散をし、市議選と県議選と同時に選挙を執行することは可能であるかについての資料を御説明いたします。

資料の5を御覧ください。資料5は、平成30年法律第101号、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律の全文になります。ただし、この地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律につきましては、資料5の1ページ目最下段、米印の留意事項として掲載してあるとおり、令和4年7月21日現在としてありますが、本日現在においてこの法律は失効しており、本年12月末頃までには、同様の法律が公布される見込みであると鹿児島県選挙管理委員会事務局から確認を得ております。それではまず、資料5に掲載してあります条文の第1条第3項の下線が引いてある部分を御覧ください。任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第33条第2項または第34条第1項の規定により、当該選挙を行うべき期間が平成31年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が次条第1項各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前5日までに始まる時は、当該選挙を同年2月28日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は同法第33条第2項または第34条第1項の規定にかかわらず、それぞれ第1項に規定する期日とする。と記載されております。

この文中の公職選挙法第33条第2項については、資料6、公職選挙法34条第1項については、資料7をそれぞれ御覧いただきたいと思いますが、端的に申しますと、つまり、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由として、法第33条の市議会の解散による選挙や法第34条の市議会の議員選挙の再選挙、補欠選挙または増員選挙などの市議会議員選挙を行うべき事由が生じた場合は、平成31年4月14日に告示を行い、告示から7日後の同年4月21日に選挙を執行することとなっており、県議会議員の選挙期日と同じ日に選挙を行

うことはできないということになります。また、第2条の告示の期日。第1項第3号に県議会議員選挙、第4号に市議会議員選挙の告示日が指定されております。

なお、この法律の概要につきましては、資料8の資料を後もって御覧いただければと思います。

最後に、その補足資料として、資料9を御覧ください。資料9の右側のページ、下線を引いてある部分になります。統一する選挙の範囲は、原則として次のとおりとあり、②の下線部分にあります。地方公共団体の議会の議員または長について、議会の解散や長の退職等任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が統一地方選挙の告示日前5日までに発生し、当該選挙を行うことができる期間が平成31年4月1日以後にかかる場合との記述があります。結果として、県議会議員選挙及び市議会議員選挙の執行日が統一地方選挙の執行日として別々の日に定められてしまうため、令和5年4月執行予定の県議会議員選挙の執行予定日に合わせようと市議会が自主解散を行ったとしても、市議選と県議選とを同時に選挙執行することはできないということになります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

#### **濱崎國治委員長**

事務局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

#### **竹原信一議員**

市議会議員選挙と県議会議員選挙を一緒にできないとしてある理由は、何かこっちで分かることがありますか。どうしてそんなふうにされるのかというのを、推測でもいいですから、理由を何か知っていたら教えてください。

#### **新塘選挙管理委員会事務局長**

国のほうで、法律で定められていることから、私どもとしては、この予測というか、そういうのは少し考えにくいところであります。

〔発言する者あり〕

この法律の概要に記載されているんですが、国民の地方選挙に対する関心を高めることなどを目的として、平成31年3月、4月または5月に任期が満了することになる地方公共団体の議会の議員または長の選挙の期日を統一するものと記載されていることから、国民の地方選挙に対する関心を高めることが目的というふうに記載されております。

#### **竹原信一委員**

そうですか。今の話をそのまま繰り返す感じですけど。そうすると、まとめてしまわないことが、関心を高めることになるんだよという考え方だということですね。これでいいですか。まとめてしまったら関心が下がる。だから別々に2回すべきだという考え方だと、そういうふうな理解でいいですかね。

#### **新塘選挙管理委員会事務局長**

概要のほうには、国民の関心を高めるということが記載されておりますので、それがまとめてしまうと国民の関心が薄らぐとかいうことではないかと思えます。あくまで国民の関心を高めることを目的にこの法律があるということです。

#### **白石純一委員**

今の件の理解なのですけども、統一にすることで、3月、4月、5月に任期を迎える選挙は同時にしたほうが関心を高めるということじゃないのかと私は理解したんですけど

も違うんですか。

#### 新塘選挙管理委員会事務局長

白石委員のおっしゃるとおり、時期としては、その時期に選挙を行うということで、国民の関心を高めるということが概要に載っておりますので、そのとおりだとは思いますが。それを同一日にするというのではなくて、同じ時期にやるということが目的だというふうに考えております。

#### 白石純一委員

資料3の最低得票数に関してですけれども、これは首長並びに議員、それぞれ最低得票に至らない場合は、再選挙というのはいつまでにやらなければいけないというのはあるのですか。通常、1週間後ですか。もちろん任期までだと思います。もちろん任期中に。

#### 新塘選挙管理委員会事務局長

公職選挙法第109条第1項第1号の規定によりまして、法定得票数以上の投票者がなく当選人がないときまたは当選人がその選挙における議員の定数に達しないときにつきましては、再選挙となります。再選挙につきましては、2週間の異議申出期間を経て、50日以内に執行することとなっております。

#### 白石純一委員

ということは、2週間は開けないという。2週間は開けないけれども、2週間を経った日から当初の選挙より50日以内ということでしょうか。

#### 新塘選挙管理委員会事務局長

はい。そのとおりでございます。

#### 濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

選挙管理委員会事務局は退室してください。

〔選挙管理委員会事務局退室〕

#### 濱崎國治委員長

続きまして、今後の審査についてお知らせします。

先週金曜日に配付された議案書等で御覧のとおり、陳情第15号が9月2日の本会議で上程され、当委員会に付託される予定となっております。

陳情第15号は、現在審査中の陳情第10号及び11号と関連がありますので、陳情第10号及び陳情第11号は継続審査としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

次の委員会の開催日時については、陳情第15号が本委員会に付託された場合、陳情者を参考人として呼ぶかどうかについて協議する必要があると思っておりますので、9月2日の本会議終了後としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の市議会議員選挙の実施時期に関する調査特別委員会を散会いたします。

(散会 午前10時21分)

市議会議員選挙の実施時期に関する調査特別委員長 濱 崎 國 治